

緊急情報（Ｊアラート等）発信時の対応について

令和 7 年 4 月 1 日 北方町教育委員会

緊急情報が発信された場合、学校は、Ｊアラートやラジオ、テレビ放送、インターネット等から、危険の状況を把握するとともに、児童生徒の安全確保を最優先に考えて対策等を判断します。

つきましては、児童生徒の安全確保を最優先にした対応を原則としますので、保護者や地域の皆様には、ご協力をお願いいたします。

Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された場合は次のとおりとします。

（１）児童生徒が登校する以前に緊急情報が発信された場合

- ・ 始業前までに対象地域として「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、安全確認ができるまで自宅待機とします。

※ 各家庭においては、テレビやインターネット等で緊急情報が発令されているかどうか随時確認するなど、最新の情報収集に努めてください。

※ 授業開始時刻については、学校から「すぐメール」で保護者へ連絡します。

（２）児童生徒が登校中に緊急情報が発信された場合

- ・ 自分の命を守るために適切な行動をとると同時に、落下又は通過したとの情報伝達を確認した後、自宅か学校で近い方へ向かうようにします。

※ 児童生徒に対しては、学校から自分の命を守るためにとるべき行動を指導するようにします。

（３）児童生徒が登校してから緊急情報が発信された場合

- ・ 登校後に緊急情報が発信された場合は、次のように対処します。

＊ 緊急情報が発信された場合は、学校で危険を回避する行動をとるようにします。

＊ 下校時に、緊急情報が発信されている場合は、下校を見合わせ学校に待機するようにします。

＊ 下校時に、児童生徒が安全に帰宅できると認められる場合は、教師の引率や地域の方の見守りにより速やかに下校するようにします。

＊ 児童生徒だけで帰宅させるのが心配な場合は、必要に応じて保護者への引き渡しを行います。